

盛岡広域振興局長告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年3月15日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101857	一般社団法人愛心会	ひなたぼっこ指定訪問 介護事業所	滝沢市大釜風林42番地 292	平成28年3月31日

2 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100412	社会福祉法人誠心会	誠心会訪問入浴サービ スステーション	岩手郡葛巻町葛巻第7 地割104番地2	平成28年3月31日

3 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200923	みちのくココ・コーラ 健康保険組合	介護老人保健施設シェ ーンハイムやはば訪問 リハビリテーション	紫波郡矢巾町土橋第11 地割35番地1	平成28年3月31日